

生駒市緑の基本計画改定懇話会開催要綱

(趣旨)

第1条 本市における緑地の保全及び緑化の推進に関して定める基本計画（以下「緑の基本計画」という。）の改定を行うに当たり、外部有識者等の意見又は助言を求めため、生駒市緑の基本計画改定懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 緑地の保全及び緑化の推進に係る基本的な方針に関すること。
- (2) 基本的な方針に基づいた具体的施策に関すること。
- (3) 施策の推進体制に関すること。
- (4) その他緑地の保全及び緑化の推進に関し市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民団体の代表者等
- (3) その他市長が必要と認める者

(運営)

第4条 市長は、学識経験のある者の中から懇話会を進行する座長を定めるものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。

- 2 市長は、懇話会の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるものとする。

(開催期間)

第6条 懇話会の開催期間は、緑の基本計画の改定が終了するまでとする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、みどり公園課において処理する。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月24日から施行する。